

## 公益財団法人伊賀市文化都市協会産学官連携地域産業創造センター安全管理基準

公益財団法人伊賀市文化都市協会地域産業創造センターの設置及び管理に関する規程第3条第2項に規定する安全管理基準を次のとおり定める。

(目的)

**第1条** 工場や研究施設では、消防法や環境基準を守ることにより、事故等の防止を図っているところであるが、研究室やインキュベーション室を設け、様々な研究開発がおこなわれる共同利用施設である当施設では、より厳格な危機管理、周辺環境への影響配慮、排水・排気・廃棄物等の管理・処理等の措置が求められている。こうした状況の下、当施設では、入居者及び共同研究者（以下入居者等という）の責任はもとより、入居者・管理者が相互に連携をし、整合性のとれた全体管理を目指し、施設の安全管理に係る基準を定めるものとする。

(責務)

**第2条** 施設の所有者は公益財団法人伊賀市文化都市協会（以下協会という）であるが、第1条に記したように多くのものの利用に供される施設であり、その業務（研究）内容まで協会が精通して管理できるものではない。基本的な安全管理については、各室の個別入居者及び共同研究者が責任を負い、必要な手続きを実施するものとする。一方、施設は共同利用施設であることから、その危機管理・環境等への影響は、施設全体や周辺地域にも及ぶ可能性があることから、各入居者等は、自らの安全管理とともに施設全体の安全管理について協会と連携して責任を負うこととする。施設全体の安全管理に必要な手続きは、協会が行うこととする。

(責任の分担)

**第3条** 第2条に定めるそれぞれの主な責任分担は、次に定めるとおりとする。

### ①協会の責務

施設の所有者としての責務のほか、入居者等に対する事業実施上の安全衛生管理・危機管理に関する周知・啓発並びに施設全体の安全管理に関し入居者間及び周辺関係者との連携・協力の推進を行う。

### ②各入居者等の責務

- ・施設内で行う自らの事業実施上の安全衛生管理・危機管理について全ての責任（施設全体及び周辺地域への影響、またそれらとの連携・協力を含む）を負う。
- ・施設への入居及び施設の利用に関し、安全衛生管理・危機管理に関わる事項（特に、禁止事項及び措置事項）については、市や協会への事前申請・相談のうえ法令等に基づく諸手続きを実施する。

(禁止事項等)

**第4条** 施設における禁止事項及び措置事項の主なものは次のとおりとする。

禁止事項

- ①R I（放射性同位元素）の使用の禁止
- ②消防法に定める指定数量を超える危険物、毒物及び劇物取締法に定める学術研究目的以外の毒物・劇物、その他の危険物の製造、持込、保管の禁止
- ③水質汚濁防止法に定める排水基準を超える排水の禁止（ただし、酸・アルカリ系排水（PH）については、中和処理を行い一般排水として処理できる基準内のものは可）
- ④大気汚染防止法に定める規制基準を超える排出の禁止（排気処理施設を設置し排出を行う場合には、市及び協会への事前申請のうえ法令等に基づく諸手続きの実施）
- ⑤騒音規制法及び振動規制法に定める特定施設の設置及び使用の禁止
- ⑥騒音規制法及び振動規制法に定める規制基準を超える騒音・振動の発生の禁止  
（②～⑥について、事業実施上やむを得ない場合で、軽微なものであり安全と判断されるものについては、市と協会への事前申請のうえ法令等に基づく諸手続きの実施）

#### 措置事項

- ①禁止事項②に該当しない消防法に定める指定数量を超えない危険物、毒物、劇物取締法で認められた毒物、劇物、その他危険物を取り扱う場合にあっては、法律及び各種法令、条例等の定め、入居者又は共同研究者の所属する団体等の安全管理規程に基づき、適正に取り扱うこと
- ②事業実施上必要な実験開発研究については、入居者又は共同研究者の所属する団体等の安全管理基準に基づき拡散防止措置等、安全管理体制を確立し、行うこと
- ③その他特殊機器の持ち込みの際の市及び協会に事前相談（各種法令基準、行政指導等による検証。必要な場合には、諸手続きの実施）を行うこと
- ④措置事項③の特殊機器及びその他備品の持ち込みにあたっては、転倒防止等、災害を未然に防ぎ、機器の機能を十分に発揮できる措置を講じること
- ⑤水質汚濁法に定める特定施設の設置届をした場合、法に基づく排出水の汚染状態の測定、特定施設の定期点検、それらの記録保存、緊急時の対処等についてマニュアルを作成し実施すること
- ⑥その他施設仕様への適応、使用に係る疑義、安全管理に係る詳細等については、伊賀市及び協会への事前相談を行うこと

#### 附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

公益財団法人発足後のこの基準は、一部字句を訂正して、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成26年6月1日から施行する。